新型コロナウイルス感染拡大予防のための施設利用方針について

令和２年６月１日

佐伯市地域振興部文化芸術交流課

令和２年10月31日に開館するさいき城山桜ホールとその周辺で行うイベント等について、政府、大分県及び佐伯市の新型コロナウイルス感染症に対する対応並びに（公社）全国公立文化施設協会のガイドラインに基づき、施設の利用方針を次のとおり定める。

**１　実施の判断**

次の基準により、実施の判断をしてください。なお、今後の感染動向によっては、変更となる場合があります。

**（１）　開催規模の目安**

イベント等の開催規模要件が段階的に緩和され、８月１日以降については、次のとおりとなる予定です。なお、**屋内及び屋外ともに人数の上限はありません。**

ア　**屋　内 　 収容定員の半分以下の参加人数にすること。**

※大ホール（幕形式）の収容定員は約800人で、その半分の**400人以下での開催**となります。

イ　**屋　外 　 人と人との距離を十分に確保（できるだけ２m）できること。**

**（２）　感染拡大防止策の徹底**

ア　**３密（密閉空間、密集場所、密接場面）の回避**など、適切な感染拡大防止策を実施する。

　例１　**最前列席は舞台前から十分な距離を取り**、また、**前後左右を空ける**など、感染予防に対応した席配置とする。

別紙「**収容定員の半分以下による席配置**」参照

　例２　**ステージ上や楽屋、待機場所等においても３密を回避**する。

　例３　**入場者へのマスクの着用、咳エチケット、手指消毒、換気、検温、社会的距離の確保等を徹底**する。

例４　**屋外で行うイベント等**については、**不特定多数の入場者への対応**を十分協議する。

イ　上記の人数に満たないものであっても、その形態や場所によってはリスクが異　　　　なることに十分注意する。

例１　特に**密閉された空間においての大声での発声、歌唱や声援等が想定され　　　　るイベント等**に関しては、上記目安に関わらず慎重に開催を検討する。

ウ　当該イベントでの感染者発生時に備え、**参加者名簿の作成による連絡先等の把握**に努める。

**（３）　県外からの移動**

**特定警戒都道府県に指定されていた地域**からの出演者や公演関係者の移動は、**必要最小限度の人数**とする。特に**入国制限対象地域からの入国**は、**検疫を受ける必要がある**ので、十分注意する。

**２　利用にあたっての注意事項**

別紙「**公演主催者による実施の判断基準及び協力を求める具体的な対策チェックリスト**」を参照の上、感染拡大予防に努めてください。

　　　　問合せ先

佐伯市役所文化芸術交流課さいき城山桜ホール係

〒876-8585　佐伯市中村南町1番1号

Tel　0972-22-4072（直通）

E-mail　ootemae＠city.saiki.lg.jp